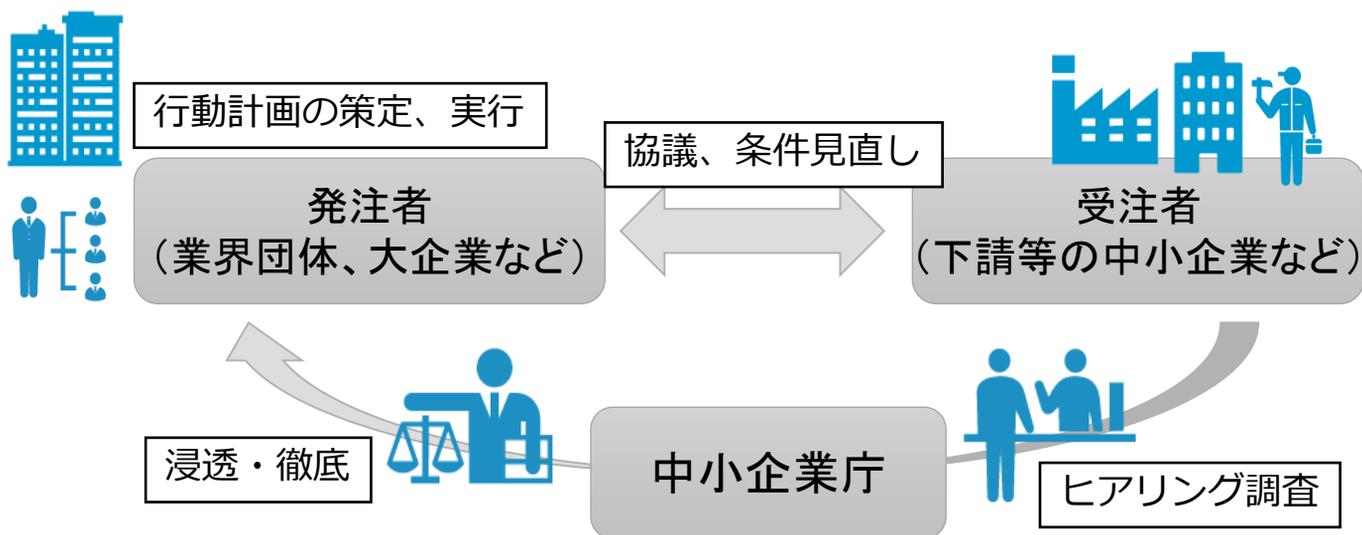


下請Gメンによる訪問調査について

～下請などの中小企業の皆さんの声を伺っています～

- 中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して、年間1,000件以上の下請中小企業を訪問していきます。
- お話しの内容は、秘密保持を前提として、発注者側に伝え、適正取引に向けた取組を強く促していきます。



これまでに、このような声を政府の基準改正に反映してきました。

- ①「発注予定額の〇〇%」など合理性のない引き下げを要請される。
- ②光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。
- ③金型の返却や保管料負担の話をするが、何も対応してもらえない。
- ④手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる。

ヒアリングを希望される方へ

下記連絡先の「取引調査担当」宛てに、『ヒアリング希望』とお伝え下さい。

中小企業庁 取引課	取引調査班	03-3501-1669
北海道経済産業局	中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	中小企業課	048-600-0325
中部経済産業局	中小企業課	052-589-0170

近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6037
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	中小企業課	092-482-5450
沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755